

岐阜市公企審第1号
平成26年4月15日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市公営企業経営審議会
会長 木村 隆之

水道料金のあり方について（答申）

平成25年7月11日付岐阜市水政第110号で諮問のあった標記のことについて、当審議会における審議の結果を別紙のとおり答申する。

水道料金のあり方についての答申

平成26年4月15日

岐阜市公営企業経営審議会

目 次

1	水道事業の現状	1
2	水道事業の課題	1
3	これからの企業経営について	3
4	事業計画について	3
5	財政計画について	4
6	水道料金の改定について	4
7	水道料金水準のあり方	5
8	水道料金体系のあり方	5
9	水道料金のあり方についての本審議会の答申	6
10	むすび	7
資料1	水道管の老朽化の将来見込み	8
資料2	水道管の更新率の推移	8
資料3	給水人口1人当たりの給水収益・固定資産・企業債残高の現状比較	9
資料4	「拡張」と「整備」の費用における、自己資金と企業債の割合	9
資料5	今後10年間の投資計画	10
資料6	今後の投資効果による水道管の更新率の見通し	10
資料7	水道管老朽管の将来見込み	11

1 水道事業の現状

岐阜市の水需要は、平成18年度以降、給水人口、有収水量ともに減少傾向にあり、今後も人口減少や節水型社会の進展による需要構造の変化を受け、緩やかに減少していくことが予測されている。それに伴い、営業収益の99%を占めている料金収入についても、減少していくことが見込まれている。

岐阜市の水道料金は、平成12年度に経営の健全化のため、平均改定率9.79%の料金改定を行って以降、現在まで据え置かれてきている。

その間、料金を据え置きながら利益を確保していくため、主に人件費を中心とした「経費削減」と「更新費用等への投資の絞り込み」を行いつつも、水道事業者の使命として安心・安全な水道サービスを提供していくため、「企業債の活用」により財源を確保し、必要な事業投資を行ってきた。

このような中で、他の水道事業体と同様に、高度経済成長期に布設された水道管等の施設設備については、順次、耐用年数が経過し、「施設設備の老朽化」の加速が避けられない状況にある（資料1）。そのため、ライフラインとして安定給水を行っていくためには、老朽化対策のためにより高規格の施設設備への更新が求められ、一定額以上の投資が不可避となっている。

2 水道事業の課題

このような現状の中で、岐阜市の水道事業は大別して「施設・設備」と「企業経営・財政」の両面において以下の課題を抱えている。

(1) 「施設・設備」の課題

これまでに「更新費用等への投資を絞り込んできた」結果、水道管の更新率の低下傾向が継続している（資料2）。これは、今後、対応が必要な老朽管を多く抱える要因となっている。また、有収率はこれまで74～75%台で推移しており、他の水道事業体と比較して相当に低い状況である。

(2) 「企業経営・財政」の課題

「給水収益」と「企業債のあり方」が課題としてあげられる。これまで、岐阜市は水道事業者の責務として、必要な設備投資を行い、他都市と同水準の施設設備を有し、安心・安全な水道サービスを提供してきた。その一方で、他の事業体と比べ料金水準が低い（中核市40市で3番目に料金が安い）ため、給水収益は低く、自己資金が少ない状況となっている（資料3）。

その結果として、企業債の活用（事業投資の64.5%を企業債で充当）によって投資の財源を確保してきたため、企業債残高及び投資に占める企業債の割合が非常に高く（中核市で6番目に多い）になっており（資料4）、企業債に過度に依存した経営を余儀なくされる状況が生まれている。

水道施設については、その事業効果が、将来にわたって及ぶものであり、利用者からの料金収入をもとに、長期にわたり企業債を償還していくことは、「世

代間の負担の公平性」を図る側面もあるが、過度の依存は次世代に過大な負担を課すことになる。また今後は金利上昇のリスクも想定されるため、企業債に過度に依存した企業経営のあり方を是正する対策を講じる必要がある。

(3) 岐阜市包括外部監査における指摘

なお、平成24年度に実施された岐阜市包括外部監査において、水道事業に関して以下の4点の重要な指摘がなされている。本審議会は、それによって岐阜市の水道事業の抱える「施設・設備」及び「企業経営・財政」という両面の課題を確認し審議の参考とした。

1点目に、「設備の更新投資」について、耐用年数が到来した全ての施設設備の更新投資がされている訳ではなく、更新投資の不足によって施設設備の十分な機能維持ができず、水道管の破損等による重大事故が発生する恐れがある。したがって、必要な更新投資の確実な実施のために、「更新投資」や「財源の確保」に係る計画の策定が必要である。

2点目に、「財政収支」について、人口減少等により、今後も料金収入は減少していくため、現状維持のままで損益の黒字を維持することは困難であり、収入減少のなかで企業債発行を抑制するには、水道料金の値上げという対応が適切である。

さらに3点目に、企業債に関して、金利が7%に上昇すると仮定した場合には、10%程度の値上げによって継続的な黒字を確保することは困難であり、24%程度の値上げによって、ようやく継続的な黒字の確保が可能となる。

最後に、早期の大幅な料金の値上げは、企業債の発行をより抑制できるため、その効果が高く、最終的な結果として市民の負担する水道料金を減らすことを可能にする。

(4) 水道事業者としての責務

このように、「施設・設備」や「企業経営・財政」において抱える様々な課題や外部監査による指摘を踏まえた上で、以下に示す3点についてはライフラインを担う水道事業者として今後も確実に対応していくことが必要である。

まず1点目は、「安定給水の確保」である。人間が生活を維持する上で欠かせない「水」を提供する水道事業は、将来にわたり安定的に安心・安全な水を提供していくという重大な責務を負っている。そのためには、「施設の効率的な配置」や「適切な維持管理」を行い、安定した供給能力を確保していかなければならない。

2点目は、「大規模な災害や事故への対応」である。東日本大震災の例を見ても、災害時において、まず必要とされたのは、生命を維持していくための飲料水の確保であった。耐震化や老朽化対策を着実に進めることにより、災害に強い施設・設備を維持し、災害時においても最低限必要な給水サービス

を確保していくことが求められる。

最後に、「経済動向や人口動態等の変化への対応」である。現在、節水型社会や少子高齢化社会の進展により、水道事業を取り巻く社会環境は刻々と変化してきている。今後は、経済動向や人口動向を絶えず把握し、その変化に柔軟に対応していくための「事業計画」や「財政計画」を策定し、健全経営に努めていく責務が課されている。

3 これからの企業経営について

本審議会は、水道事業の現状や課題、外部監査の指摘をふまえ、これからの水道事業経営のあり方について検討した。

その結果として以下の点を確認した。これまで水道事業経営にあたっては、概ね3年から4年間の料金算定期間内に損益の黒字を確保すること、すなわち、短期的な収支である「収益的収支」が着目されてきたが、今後は、従来の短期的な視点のみでなく、少なくとも10年間を見据えた料金収入の動向、設備投資の計画、企業債のあり方等を見通した「長期的な視点」による事業運営が必要である。

4 事業計画について

以上のような水道事業の現状及び課題等を整理した上で、事務局より示された平成25年度以降10年間の長期的な視点にもとづく事業計画を検討した。

その事業計画によれば、今後は、年平均24億円規模の投資が必要となり、年度ごとの投資総額の大部分を「老朽化対策」や「耐震化」といった現有施設の維持管理への投資が占め、水道事業は「拡張」から「維持管理」の時代に移行していく。(資料5)

なお、この事業計画によれば、平成21年度以降は年平均0.5%程度となっている水道管の更新率(資料2)が、今後は年平均1%に改善される(資料6)とともに、平成34年度の水道基幹管路の耐震化率も平成24年度末の41%から56%へと大幅に向上すると見込まれる。

また、法定耐用年数である40年を経過する水道管の延長割合は、設備投資が停止されれば、平成33年度には27.7%に達するが、事業計画通りの投資を行っていけば、同年度には17%にまで低下し、実質的な水道管の寿命の目安となる60年を経過する管は、同様に4.2%から0.4%まで低下する(資料7)。

以上のような検討にもとづいて、示された事業計画は、「安定給水の確保」や「大規模な災害や事故への対応」も十分に考慮された適切なものと評価した。

5 財政計画について

前記の事業計画の実現には適切な財政計画の策定が必要である。そのために本審議会としては、以下を基本目標とし、事務局から示された財政計画案を検討した。

財政計画における基本目標の1点目は、今後において料金収入の大幅な増加が見込めない中でも、維持管理等へ投資財源の確保が必要であり、削減の余地は限られても経費削減のたゆまぬ努力を継続し、利益を安定的に確保していくことである。

2点目は、企業債に過度に依存した体質から脱却するため、設備投資に占める企業債の割合、すなわち、起債充当率をこれまでの平均である64.5%から60%に引き下げ、企業債の発行を抑制し、料金収入に対する企業債の元利償還額が占める割合を、現在の60%台から50%台前半に引き下げることである。

3点目は、安定的な企業経営のため手持ち資金である補てん財源を10億円程度確保していくことである。

これら3点の基本目標を実現するという視点から、財政計画を検討した。その結果、

- ・水道料金を現状維持とした場合、平成29年度には、手持ち資金である補てん財源がマイナスとなり、必要な事業の継続のためには企業債の増発を迫られることになる。
- ・水道料金を現状維持としたままで、財源不足を企業債によって対応すれば、起債充当率が75%もの高水準に達する。

という深刻な問題が惹起されることが明らかになった。

一方では、

- ・前回の改定とほぼ同水準の10%程度の料金改定を行った場合には、自己資金が確保できるため、事業計画の実現も確実となる。
- ・同時に企業債への依存度の緩和や補てん財源の確保も可能となる。

という見通しが得られた。

6 水道料金の改定について

本審議会は、事務局から提示された水道事業の現状や課題、今後の事業計画及び財政計画の案にもとづき、平成26年度からの水道料金のあり方について、6回に渡り、慎重に審議を重ねた。

水道事業は、地方公営企業として運営されており、その運営経費は、独立採算制により、料金収入を柱とする受益者負担で賄うのが原則である。

この点について、水道料金が高い公共性を持つという理由から、独立採算制による事業運営の結果、受益者負担が過大となっていくことに懸念を示す意見

もあったが、最終的には、受益者の負担増大に配慮しつつも、この原則に則って「老朽化対策」や「耐震化」といった現有施設の維持管理を適切に行うことによって、安心・安全な水道サービスを継続していくことを優先するとの認識で一致した。

また、そのためには自己資金を確保し、企業債発行の抑制によって、その残高の縮小を図り、財政的にも安定した水道事業の運営を行うことが肝要であり、さらに企業債の発行の抑制は、利息支払いの減少につながり、結果的に市民負担の低減につながり得ることなどから、現段階において、料金値上げを前提とした料金改定もやむを得ないとの結論に達した。

なお、審議において、水道事業の公共性や公益性に着目し、経営安定化のため、高金利の企業債の繰り上げ償還制度や老朽化対策等に対する補助制度の充実等について積極的に要望していくべきとの指摘があったことを付言しておく。

7 水道料金水準のあり方

水道料金水準とは、水道料金収入の総額をどの程度に設定するかということであり、この検討にあたっては、まず、料金算定期間を定める必要がある。

水道は生活に欠かせないものであるため、一定期間、大きな変動がなく、安定したものであることが望ましく、多くの水道事業体では、概ね3年から5年の期間、料金を据え置く期間を設定している。これが料金算定期間であり、岐阜市もこれまで3年から4年の期間を算定期間として設定してきた。

本審議会においては、社会情勢を考慮し、消費税の引き上げ等による消費動向の影響や景況感に明るい兆しはみられるものの、景気の先行きにはいまだ不透明感があることなどを勘案し、平成26年度以降の料金算定期間を3年とすることで意見が一致した。

その上で、今後3年間の必要な水道料金の総額、すなわち料金水準のあり方について審議を重ねた結果、「安全な施設設備を有する水道事業の継続」、「企業債償還金の増加の抑制、事業資金の確保」、「補てん財源の確保」の観点から、今後、10%程度の料金収入の増加により、財源を確保し、安全な施設設備を有し、財政的に安定した持続的な事業経営を実現していくべきとの結論に達した。

8 水道料金体系のあり方

本審議会は、料金水準の決定を経たのちに料金負担を利用者別に割り振る方法、すなわち料金体系の検討を行った。

岐阜市の水道料金体系は、水道水をどのような目的で使用するかによって区分された「用途別料金体系」、及び「基本料金」と「従量料金」からなる「2部料金制」を基本としている。加えて、用途ごとの基本料金内に一定の「基本水量」が設定されている。

今回の料金改定にあたっては、

- ①利用者の負担感を緩和するため、現行の「用途別料金体系」と「2部料金制」については維持すること。
- ②節水型社会が進展していることから、「基本水量」については廃止を含めて見直しを検討すること。
- ③利用者の料金負担の公平化を図るために「基本料金」及び「従量料金」とも改定すること。

以上の方針にもとづいて事務局から提示された料金改定案の検討を行った。

提示された改定案は、

- ・改定案①として、
基本料金を重視したもの（平均改定率 9.82%）、
- ・改定案②として、
従来どおり基本料金、従量料金を平等に改定するもの（平均改定率 9.14%）、
- ・改定案③として、
基本水量を一部廃止した上で、料金改定を行うもの（平均改定率 9.47%）、

以上の3案であった。

これらの案を検討する中で、「公衆衛生の向上」等の一環として、上水道の普及を促すという目的のためにこれまで「基本水量」が設定されてきたが、水道や井戸水の普及により、その目的はほぼ達成されており、節水機器の導入や少人数世帯の増加によって、第1種家事用の約30%の利用者の使用水量が基本水量の範囲内に留まっているという実態も明らかになった。こうした事情も勘案し、第1種家事用に設定されている基本水量は、その使命を終えたものとみなし、廃止することが妥当と判断した。

一方で、大口利用者については一定規模の水需要があり、それに応えるには、相応の設備投資が必要となるため、使用水量の規模に応じて経費を段階的に回収していくべきである。そのために、使用水量規模ごとに基本料金に差を設け、そこに一定の使用水量の保証を与えることは合理的であると判断できる。これにもとづき、第1種家事用以外の用途（第4種 口径13、20、25mmを除く）については、基本水量を維持することが妥当との結論に至った。

9 水道料金のあり方について本審議会の答申

以上の審議を経て、本審議会は平成26年度以降の「水道料金のあり方」にかかわり、次の諸点を答申とする。

- ・新規水道料金の算定期間を平成26年度から平成28年度までの3年間とすること。

- ・安全、安心、かつ安定した事業継続を保証するに足る施設設備を、将来にわたり「維持」、「更新」、「管理」するために年平均24億円程度の計画的投資を継続すること。
- ・企業債償還金の増加を抑制し、自己資金による財源確保によって安定した事業運営を実現し、企業債に過度に依存した事業運営からの脱却を図るために、平均改定率9.47%の料金増額改定を行うこと。

(別表1：種別改定試算表、別表2：財政計画【現行料金による財政計画】、別表3：財政計画【料金改定後の財政計画】)

- ・料金体系については、別表4：水道料金表の通りとすること。

なお、審議の過程において、社会情勢に鑑み、低所得者などの生活弱者への一定の配慮を行う福祉的な視点を勘案した料金体系の検討を促す意見も示された。しかし一方では、公益事業である水道事業にあっては受益者の公平な負担という原則が堅持されるべきことは自明である。今後においても、全市的な政策の中で、両側面をふまえた総合的検討が進められることを期待する。

また、料金改定は、利用者の経済的な負担が増加するものであり、その可否については、慎重な判断を要するものである。このことを念頭に本審議会としては、諮問を受けた「水道料金のあり方」について、審議を重ね、今回の答申に至ったところである。他方では、料金収入の見通しや水道管の老朽化の進展の見込み等を勘案すれば、長期的な視点に立った料金改定の議論は今後も避けることのできない大きな課題であることを付言する。

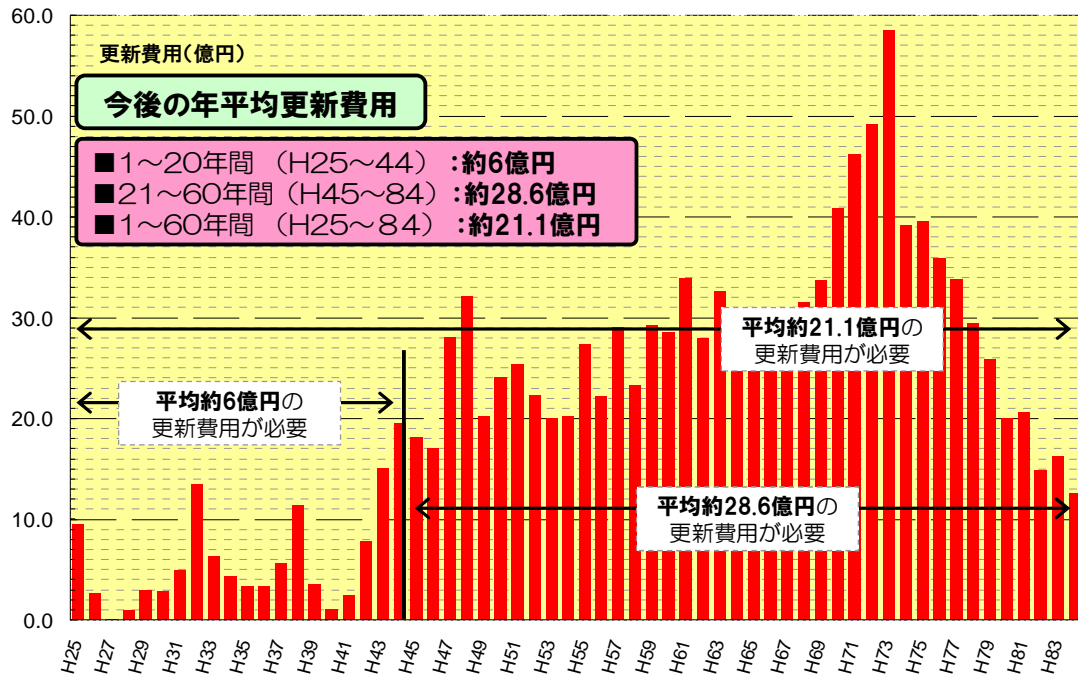
10 むすび

最後に、料金改定の時期について付言する。平成26年4月から、消費税率が3%引き上げられている。さらに、新聞報道等によれば電気料金をはじめとする公共料金の値上げも予定されており、市民生活において経済的な負担が加重される状況が生まれている。

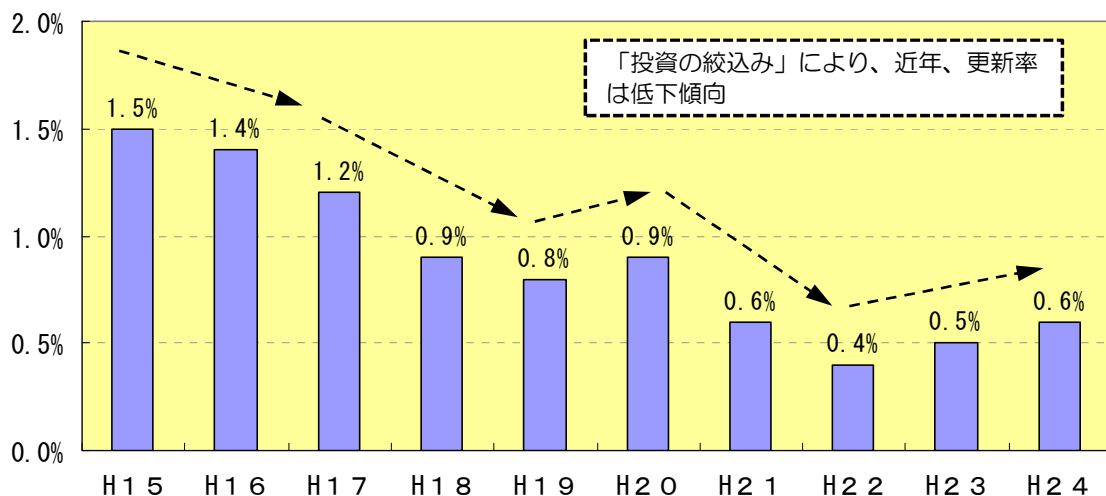
そのような状況に鑑み、本審議会として、料金改定の時期については、水道事業が抱える課題解決のため、早期の料金改定の必要性を認めつつも、利用者の立場に立ち、社会情勢を見極め、慎重に判断されるべきことを要請し、答申の結びとする。

資料1 水道管の老朽化の将来見込み

- 水道管の布設状況から、将来の年度ごとに発生する60年経過管の分布を把握し、それを更新費用で示したもの。
- これからの60年間で、年平均で約21.1億円の更新費用が必要。老朽管の分布状況により、平成25年度から平成44年度までの更新費用は、平均で約6億円だが、この期間を、その程度の投資にとどめた場合、平成45年度以降の必要な投資は、平均28.6億円と試算される。



資料2 水道管の更新率の推移



資料3 給水人口1人当たりの給水収益・固定資産・企業債残高の現状比較

- 中核市においても都市により事業規模が異なるため、給水人口1人当たりで「給水収益」「固定資産」「企業債残高」を比較した。単位は、千円。
(対中核市40市平均、H23年度実績)

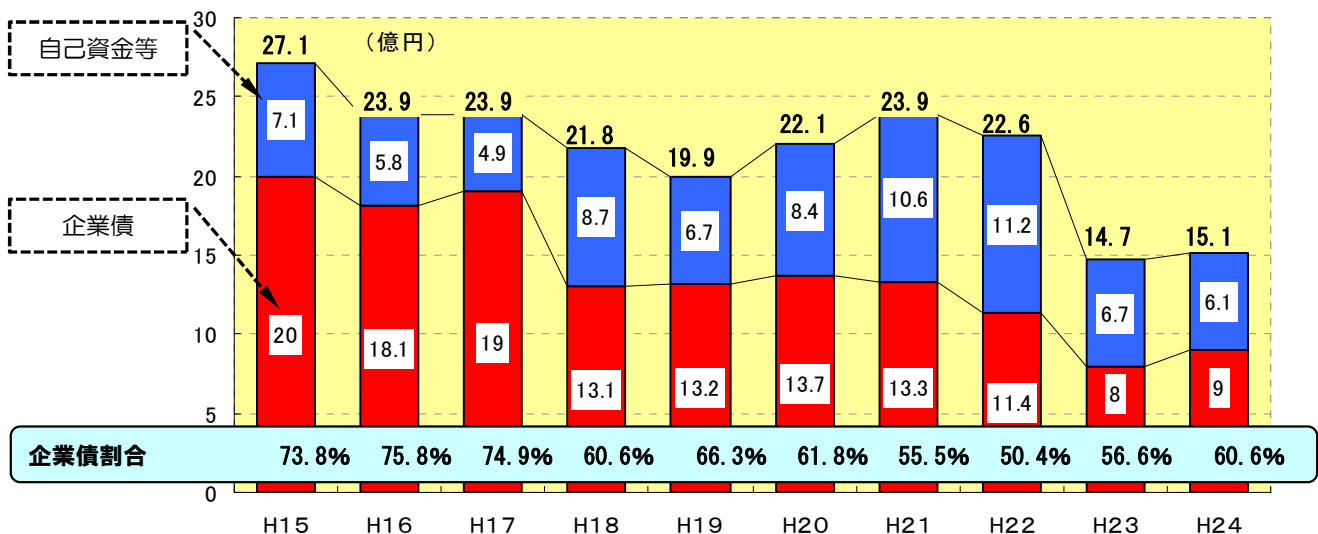
区分	岐阜市①	中核市平均②	差額 (①-②)	比率 (①÷②)
給水収益	14.0	18.3	▲ 4.3	0.76倍
固定資産	159.3	169.9	▲ 10.6	0.94倍
企業債残高	106.6	61.5	45.1	1.73倍

- 給水収益 : 中核市平均の0.76倍
⇒ 「収益は少ない」
- 固定資産 : 中核市平均の0.94倍
⇒ 中核市平均と同水準
- 企業債残高 : 中核市平均の1.73倍
⇒ 「企業債は多額」

必要な設備投資を行ってきたことにより、他都市と同水準の固定資産を有しているが、給水収益が低く（中核市で3番目に料金が安い）、自己資金が少ないため、その投資の財源を企業債に依存（事業投資の64.5%）しており、企業債残高が多い（中核市で6番目に多い）状況。

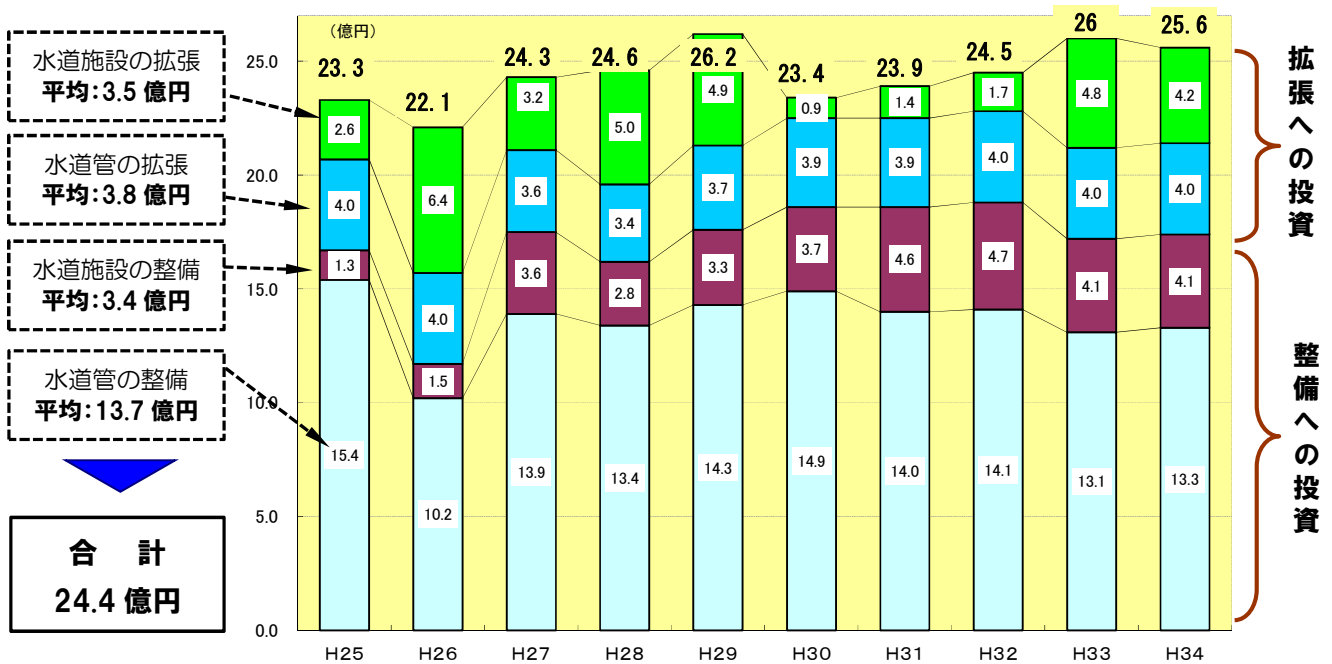
資料4 「拡張」と「整備」の費用における、自己資金と企業債の割合

- 水道施設と水道管の拡張・整備に、平均21億6千万円の投資実績。
(水道施設の「拡張・整備」に年平均4.8億円、水道管の「拡張・整備」に年平均16.8億円)
- 施設の新設や水道管の入れ替えを行う事業であるため、投資額が大きい。
- 「整備」への投資が全体の77%を占めている状況。
- 投資のための財源の状況は、平均で投資額の64.5%を企業債の発行により財源確保を行っている状況。

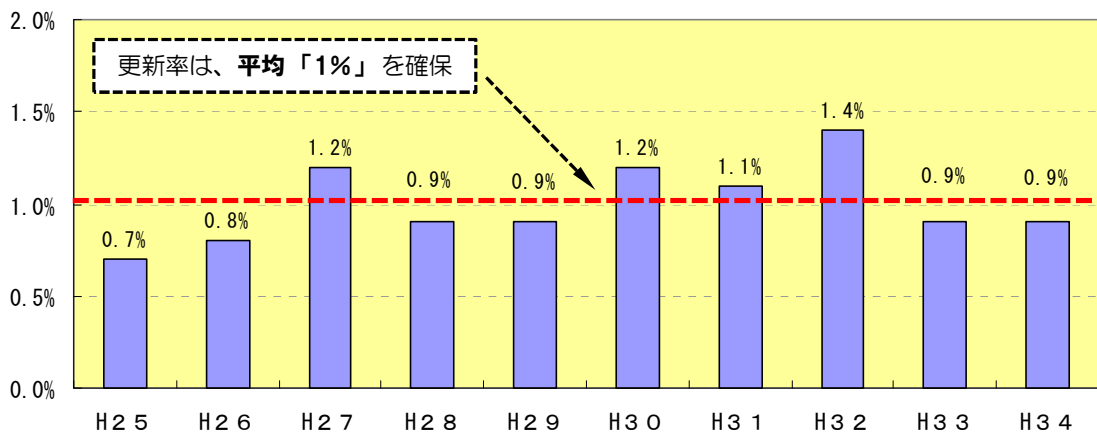


資料5 今後10年間の投資計画

- 安心・安全な水道サービスを継続的のため、今後、年平均24億円程度の投資を最低限維持。
- 水道施設と水道管の「整備」の合計が、投資総額の大部分を占め、経営環境が「拡張」から「整備」の時代に移行。
- 水道施設や水道管の「耐震化」や「老朽化対策」が投資の中心。
- 水道利用者の増加には直結しない投資となるが、水道事業者の責務として取り組んでいかなければならない事業。

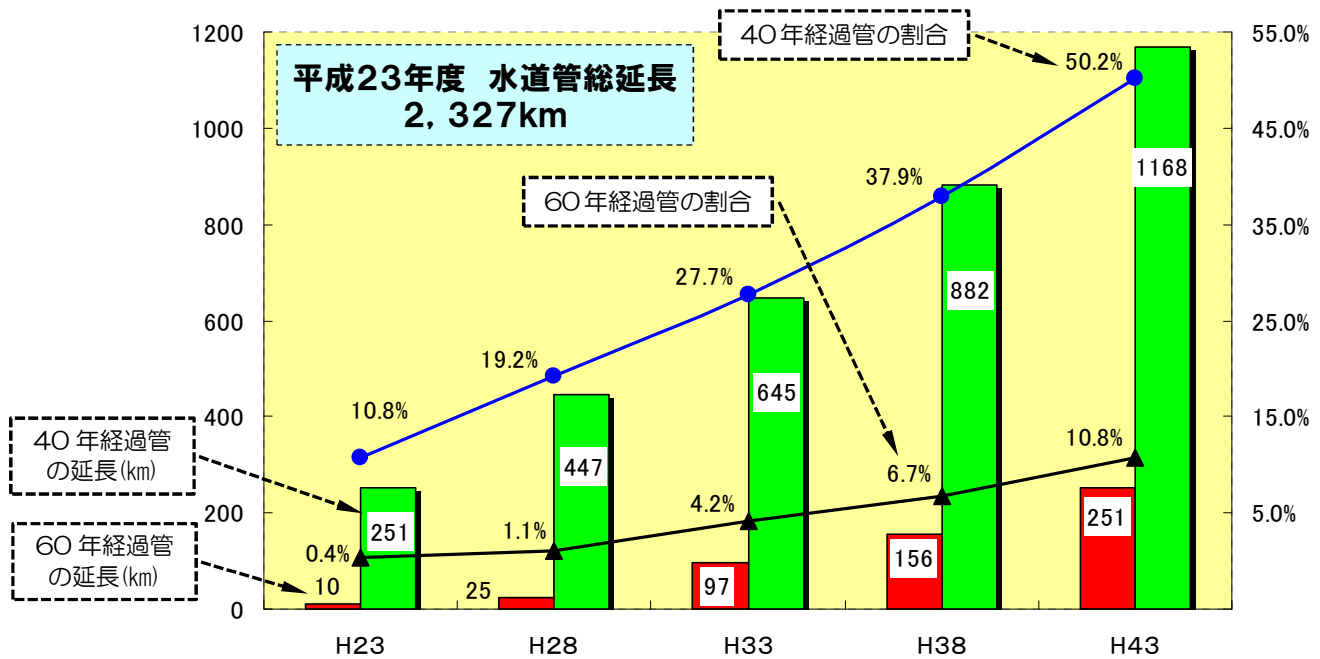


資料6 今後の投資効果による水道管の更新率の見通し

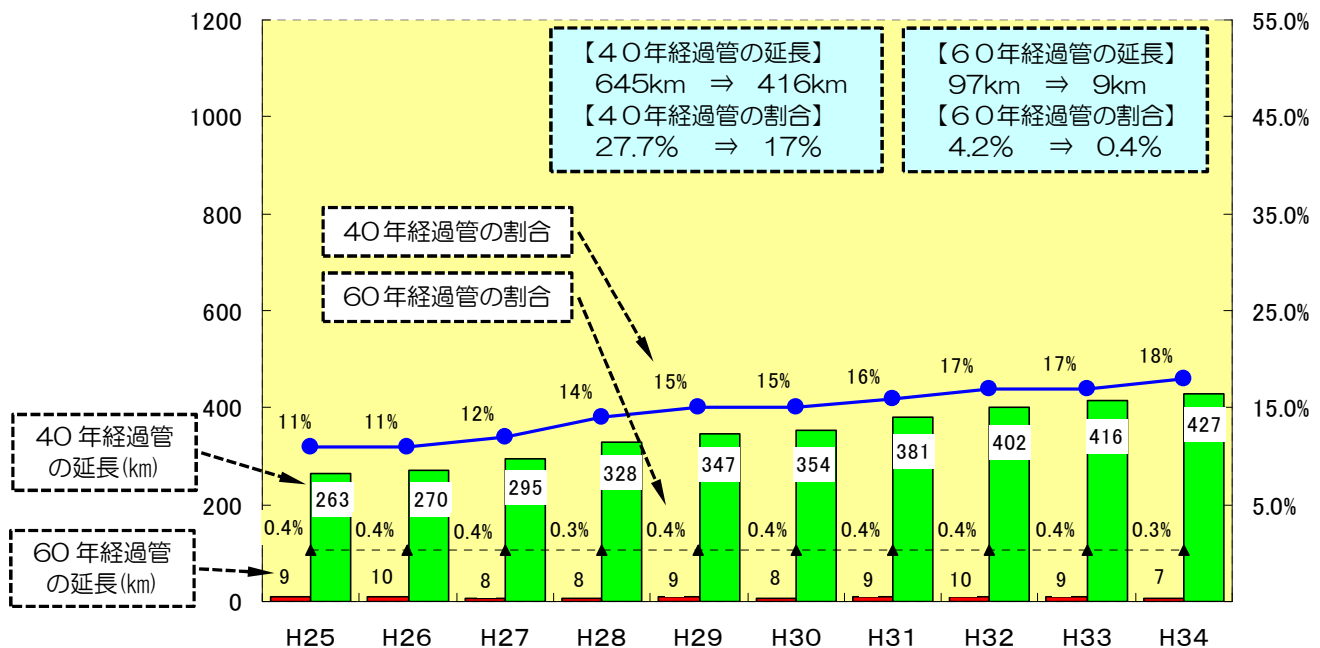


資料7 水道管老朽化の将来見込み

■平成23年度の水道管の総延長2,327kmに対し、設備投資を停止した場合の40年経過管（法定耐用年数）、60年経過管（実質的な水道管の寿命）の延長及び総延長に占める割合の見込み



■今後の事業計画による投資（年平均24億円）を実施した場合の40年経過管（法定耐用年数）、60年経過管（実質的な水道管の寿命）の延長及び総延長に占める割合の見込み。（平成33年度における上記資料との比較による。）



岐阜市公営企業経営審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

石井 浩二	岐阜市議会議員
石川 宗一郎	岐阜市議会議員
小山 昭久	連合岐阜・岐阜地域協議会議長
◎ 木村 隆之	岐阜経済大学教授
鈴木 一子	岐阜市女性の会連絡協議会会長
鈴木 治郎	公募委員
高橋 美奈子	公募委員
内藤 邦雄	ぎふ農業協同組合常務理事
松井 逸朗	岐阜市自治会連絡協議会会長
松原 徳和	岐阜市議会議員
宮本 英洋	公募委員
山岡 利安	岐阜県経営者協会
○ 山田 英治	岐阜商工会議所専務理事
渡辺 要	岐阜市議会議員
和田 直也	岐阜市議会議員

※五十音順、敬称略

種別改定試算表（3年間）

第1種および第4種口径13mm～25mmの基本水量を廃止

現行料金						
種別	利用戸数	区分	水量	単価	金額	
第1種	4,796,836	基本	—	660	3,102,593,525	
		超過1	39,660,579	0	0	
		超過2	51,842,471	140	7,112,787,021	
		量水器	—	—	—	
		合計	91,503,050	—	10,215,380,546	
第2種	11,143	基本	—	3,300	36,771,900	
		超過1	376,967	0	0	
		超過2	5,507,933	140	771,110,620	
		量水器	—	—	—	
		合計	5,884,900	—	807,882,520	
第3種	218	基本	—	1,650	359,700	
		超過1	6,524	0	0	
		超過2	739	46	33,994	
		量水器	—	—	—	
		合計	7,263	—	393,694	
第4種	25mm以下	532,371	基本	—	660	344,337,563
			超過1	2,860,954	0	0
			超過2	5,931,955	140	813,864,226
			量水器	—	—	—
			合計	8,792,909	—	1,158,201,789
	40mm	30,224	基本	—	2,060	61,016,211
			超過1	462,590	0	0
			超過2	3,353,519	140	460,102,807
			量水器	—	—	—
			合計	3,816,109	—	521,119,018
	50mm	9,187	基本	—	4,860	43,755,844
			超過1	299,713	0	0
			超過2	2,495,787	140	342,421,976
			量水器	—	—	—
			合計	2,795,500	—	386,177,820
	75mm	3,546	基本	—	10,460	36,349,337
			超過1	240,813	0	0
			超過2	2,504,010	140	343,550,172
			量水器	—	—	—
			合計	2,744,823	—	379,899,509
	100mm	735	基本	—	21,660	15,601,698
			超過1	96,066	0	0
			超過2	2,258,972	140	309,930,958
			量水器	—	—	—
合計			2,355,038	—	325,532,656	
小計	576,063	基本	—	—	501,060,652	
		超過1	3,960,136	—	0	
		超過2	16,544,243	—	2,269,870,140	
		量水器	—	—	—	
		合計	20,504,379	—	2,770,930,792	
総合計	5,384,260	基本	—	—	3,640,785,777	
		超過1	44,004,206	—	0	
		超過2	73,895,386	—	10,153,801,775	
		量水器	—	—	722,266,247	
		合計	117,899,592	—	14,516,853,799	

※区分の超過1は、旧基本水量内の従量料金

改定料金						改定率	
種別	利用戸数	区分	水量	単価	金額		
第1種	4,796,836	基本	—	685	3,220,116,007	10.05%	
		超過1	39,660,579	5	194,336,837		
		超過2	51,842,471	154	7,824,065,723		
		量水器	—	—	—		
		合計	91,503,050	—	11,238,518,567		
第2種	11,143	基本	—	3,675	40,950,525	11.36%	
		超過1	376,967	0	0		
		超過2	5,507,933	154	848,221,682		
		量水器	—	—	—		
		合計	5,884,900	—	889,172,207		
第3種	218	基本	—	1,840	401,120	11.52%	
		超過1	6,524	0	0		
		超過2	739	50	36,950		
		量水器	—	—	—		
		合計	7,263	—	438,070		
第4種	25mm以下	532,371	基本	—	685	357,380,652	7.86%
			超過1	2,860,954	5	14,018,675	
			超過2	5,931,955	154	895,250,649	
			量水器	—	—	—	
			合計	8,792,909	—	1,266,649,976	
	40mm	30,224	基本	—	2,275	67,384,408	10.44%
			超過1	462,590	0	0	
			超過2	3,353,519	154	506,113,087	
			量水器	—	—	—	
			合計	3,816,109	—	573,497,495	
	50mm	9,187	基本	—	5,355	48,212,457	10.19%
			超過1	299,713	0	0	
			超過2	2,495,787	154	376,664,174	
			量水器	—	—	—	
			合計	2,795,500	—	424,876,631	
	75mm	3,546	基本	—	11,515	40,015,546	10.09%
			超過1	240,813	0	0	
			超過2	2,504,010	154	377,905,189	
			量水器	—	—	—	
			合計	2,744,823	—	417,920,735	
	100mm	735	基本	—	23,835	17,168,351	10.04%
			超過1	96,066	0	0	
			超過2	2,258,972	154	340,924,054	
			量水器	—	—	—	
合計			2,355,038	—	358,092,405		
小計	576,063	基本	—	—	530,161,414	8.61%	
		超過1	3,960,136	—	14,018,675		
		超過2	16,544,243	—	2,496,857,154		
		量水器	—	—	—		
		合計	20,504,379	—	3,041,037,242		
総合計	5,384,260	基本	—	—	3,791,629,066	9.87%	
		超過1	44,004,206	—	208,355,512		
		超過2	73,895,386	—	11,169,181,509		
		量水器	—	—	722,266,247		
		合計	117,899,592	—	15,891,432,334		

水道事業 財政計画

(現行料金による財政計画)

平成25年度＝決算見込、平成26年度＝当初予算

(単位:億円)

区分		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H15-24	H25-34	H25-34	
		決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	見込	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	平均	平均	累計	
収益的収支	収入	1	50.6	50.5	51.0	51.9	51.9	51.5	51.3	52.1	50.8	50.1	49.9	51.6	51.2	50.8	50.5	50.3	50.0	49.7	49.5	49.0	51.2	50.3	502.5
	うち水道料金	2	48.8	49.3	49.8	50.6	50.8	50.6	50.6	51.2	50.1	49.5	49.3	48.6	48.4	48.0	47.7	47.4	47.1	46.8	46.6	46.2	50.1	47.4	476.1
	(改定前)	2(2)												48.6	48.4	48.0	47.7	47.4	47.1	46.8	46.6	46.2	50.1	47.4	426.8
	(料金改定分)	2(3)												0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	支出	3	47.9	49.5	47.3	49.0	49.8	48.6	47.5	47.3	45.4	44.3	44.3	49.7	47.6	47.7	47.1	47.4	47.1	47.0	46.8	47.0	47.7	47.2	471.7
	うち人件費	4	8.1	10.0	8.5	8.6	10.0	10.0	9.9	9.7	7.4	6.9	6.1	7.2	7.2	7.5	7.1	7.2	7.2	7.1	6.9	7.0	8.9	7.1	70.5
	うち減価償却費、資産減耗費	5	15.2	15.9	16.6	17.1	17.6	18.1	18.2	18.3	19.1	19.2	19.2	21.6	22.0	22.2	22.4	23.0	23.1	23.4	23.7	24.1	17.5	22.5	224.7
	うち支払利息	6	14.1	13.9	13.6	13.3	12.9	11.3	10.5	10.2	9.9	9.5	9.0	8.8	8.1	7.7	7.3	6.9	6.5	6.2	5.8	5.6	11.9	7.2	71.9
	経常損益	7	2.7	1.0	3.7	2.9	2.1	2.9	3.8	4.8	5.4	5.8	5.6	1.9	3.6	3.1	3.4	2.8	2.9	2.7	2.7	2.1	3.5	3.1	30.8
	特別損益	8	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.9
	純損益	9	2.7	1.0	3.7	3.1	2.1	2.9	3.8	4.8	5.4	5.8	5.6	2.8	3.6	3.1	3.4	2.8	2.9	2.7	2.7	2.1	3.5	3.2	31.7
	利益剰余金	10	9.3	7.4	9.1	9.2	8.2	9.2	10.1	11.1	11.7	12.1	11.8	9.1	9.8	5.3	5.6	5.0	5.1	4.9	4.9	4.3	9.7	6.6	65.8
うち繰越利益剰余金	11	6.3	5.4	6.1	6.2	6.2	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	6.2	3.0	30.2	
うち利益処分額	12	3.0	2.0	3.0	3.0	2.0	2.9	3.8	4.8	5.4	5.8	5.5	2.8	7.6	3.1	3.4	2.8	2.9	2.7	2.7	2.1	3.6	3.6	35.6	
資本的収支	収入	13	22.1	19.8	22.1	16.2	34.0	28.0	18.6	18.1	11.1	12.1	17.1	17.0	17.6	18.6	18.4	16.2	15.9	15.9	17.1	17.3	20.2	17.1	171.1
	うち企業債	14	20.1	18.1	20.2	13.8	31.8	24.2	13.3	11.4	8.3	9.2	14.1	13.5	14.9	15.7	16.5	14.3	13.8	13.7	14.8	14.7	17.0	14.6	146.0
	支出	15	38.9	37.3	39.6	37.7	55.8	50.9	43.6	42.6	35.0	36.0	44.3	43.7	46.1	46.7	48.0	45.2	45.4	46.0	47.5	47.2	41.7	46.0	460.1
	うち建設改良費	16	27.1	23.9	23.9	21.7	19.9	22.1	23.9	22.6	14.7	15.1	23.3	22.1	24.3	24.6	26.2	23.4	23.9	24.5	26.0	25.6	21.5	24.4	243.9
	うち企業債償還金	17	11.8	13.4	15.7	16.0	35.9	28.8	19.7	20.0	20.3	20.9	21.0	21.6	21.8	22.1	21.8	21.8	21.5	21.5	21.5	21.6	20.3	21.6	216.2
収支不足(補てん)額	18	16.8	17.5	17.5	21.5	21.8	22.9	25.0	24.5	23.9	23.9	27.2	26.7	28.5	28.1	29.6	29.0	29.5	30.1	30.4	29.9	21.5	28.9	289.0	
補てん財源残高	19	12.2	13.7	17.9	14.4	13.9	12.1	9.2	7.7	8.3	9.6	8.5	8.1	3.2	3.7	△ 1.5	△ 5.4	△ 10.4	△ 15.6	△ 20.9	△ 19.9			▲ 29.5	
企業債現在高	20	405.6	410.3	419.8	417.6	413.5	408.9	402.5	393.9	381.9	370.2	363.3	355.2	348.3	341.8	336.5	329.0	321.3	313.6	306.9	300.0			▲ 70.2	
(同 目標値)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	373	364	357	350	343	336	329	322	315	308	300				

企業債元利償還金	22	25.9	27.3	28.1	28.6	30.2	29.5	30.1	30.2	30.2	30.3	30.0	30.5	29.9	29.8	29.1	28.7	28.0	27.6	27.3	27.1			
(水道料金に対する割合)	23	52.9%	55.3%	56.4%	56.6%	59.5%	58.4%	59.5%	59.0%	60.3%	61.2%	61.1%	62.6%	61.8%	62.1%	61.0%	60.5%	59.5%	59.0%	58.6%	58.8%			

(目標)



65% → 60%

中核市平均234億円

年平均24.4億円の投資

中核市平均36.5%

補てん財源がマイナス。
【目標】
補てん財源10億円以上を確保。

中核市平均31.9%

水道事業 財政計画

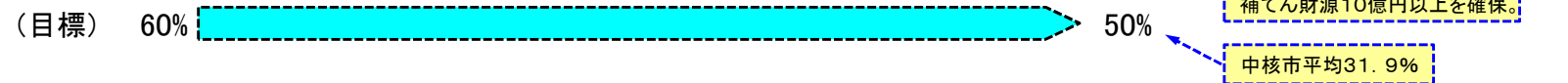
料金改定後の財政計画（10月料金改定実施による試算）

平成25年度＝決算見込、平成26年度＝当初予算

(単位:億円)

区 分		H15 決算	H16 決算	H17 決算	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 見込	H26 予算	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画	H32 計画	H33 計画	H34 計画	H15-24 平均	H25-34 平均	H25-34 累計	
収益的収支	収入	1	50.6	50.5	51.0	51.9	51.9	51.5	51.3	52.1	50.8	50.1	49.9	54.2	56.0	55.6	55.3	55.0	54.7	54.4	54.1	53.7	51.2	54.3	542.9
	うち水道料金	2	48.8	49.3	49.8	50.6	50.8	50.6	50.6	51.2	50.1	49.5	49.3	51.3	53.2	52.8	52.4	52.1	51.8	51.5	51.2	50.8	50.1	51.9	516.4
	(改定前)	2(2)												48.6	48.4	48.0	47.7	47.4	47.1	46.8	46.6	46.2	50.1	47.4	426.8
	(料金改定分)	2(3)												2.7	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	0.0	4.5	40.3
	支出	3	47.9	49.5	47.3	49.0	49.8	48.6	47.5	47.3	45.4	44.3	44.3	49.7	47.6	47.7	47.1	47.4	47.1	47.0	46.8	47.0	47.7	47.2	471.7
	うち人件費	4	8.1	10.0	8.5	8.6	10.0	10.0	9.9	9.7	7.4	6.9	6.1	7.2	7.2	7.5	7.1	7.2	7.2	7.1	6.9	7.0	8.9	7.1	70.5
	うち減価償却費、資産減耗費	5	15.2	15.9	16.6	17.1	17.6	18.1	18.2	18.3	19.1	19.2	19.2	21.6	22.0	22.2	22.4	23.0	23.1	23.4	23.7	24.1	17.5	22.5	224.7
	うち支払利息	6	14.1	13.9	13.6	13.3	12.9	11.3	10.5	10.2	9.9	9.5	9.0	8.8	8.1	7.7	7.3	6.9	6.5	6.2	5.8	5.6	11.9	7.2	71.9
	経常損益	7	2.7	1.0	3.7	2.9	2.1	2.9	3.8	4.8	5.4	5.8	5.6	4.5	8.4	7.9	8.2	7.6	7.6	7.4	7.3	6.7	3.5	7.1	71.2
	特別損益	8	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.9
	純損益	9	2.7	1.0	3.7	3.1	2.1	2.9	3.8	4.8	5.4	5.8	5.6	5.4	8.4	7.9	8.2	7.6	7.6	7.4	7.3	6.7	3.5	7.2	72.1
	利益剰余金	10	9.3	7.4	9.1	9.2	8.2	9.2	10.1	11.1	11.7	12.1	11.8	11.7	14.6	10.1	10.4	9.8	9.8	9.6	9.5	8.9	9.7	10.6	106.2
うち繰越利益剰余金	11	6.3	5.4	6.1	6.2	6.2	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	6.2	3.0	30.2	
うち利益処分額	12	3.0	2.0	3.0	3.0	2.0	2.9	3.8	4.8	5.4	5.8	5.5	5.4	12.4	7.9	8.2	7.6	7.6	7.4	7.3	6.7	3.6	7.6	76.0	
資本的収支	収入	13	22.1	19.8	22.1	16.2	34.0	28.0	18.6	18.1	11.1	12.1	17.1	17.0	17.6	18.6	18.4	16.2	15.9	15.9	17.1	17.3	20.2	17.1	171.1
	うち企業債	14	20.1	18.1	20.2	13.8	31.8	24.2	13.3	11.4	8.3	9.2	14.1	13.5	14.9	15.7	16.5	14.3	13.8	13.7	14.8	14.7	17.0	14.6	146.0
	支出	15	38.9	37.3	39.6	37.7	55.8	50.9	43.6	42.6	35.0	36.0	44.3	43.7	46.1	46.7	48.0	45.2	45.4	46.0	47.5	47.2	41.7	46.0	460.1
	うち建設改良費	16	27.1	23.9	23.9	21.7	19.9	22.1	23.9	22.6	14.7	15.1	23.3	22.1	24.3	24.6	26.2	23.4	23.9	24.5	26.0	25.6	21.5	24.4	243.9
	うち企業債償還金	17	11.8	13.4	15.7	16.0	35.9	28.8	19.7	20.0	20.3	20.9	21.0	21.6	21.8	22.1	21.8	21.8	21.5	21.5	21.5	21.6	20.3	21.6	216.2
収支不足(補てん)額	18	16.8	17.5	17.5	21.5	21.8	22.9	25.0	24.5	23.9	23.9	27.2	26.7	28.5	28.1	29.6	29.0	29.5	30.1	30.4	29.9	21.5	28.9	289.0	
補てん財源残高	19	12.2	13.7	17.9	14.4	13.9	12.1	9.2	7.7	8.3	9.6	8.5	8.1	5.8	11.1	10.8	11.6	11.4	10.9	10.3	11.2			1.6	
企業債現在高	20	405.6	410.3	419.8	417.6	413.5	408.9	402.5	393.9	381.9	370.2	363.3	355.2	348.3	341.8	336.5	329.0	321.3	313.6	306.9	300.0			▲70.2	
(同 目標値)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	373	364	357	350	343	336	329	322	315	308	300				

企業債元利償還金	22	25.9	27.3	28.1	28.6	30.2	29.5	30.1	30.2	30.2	30.3	30.0	30.5	29.9	29.8	29.1	28.7	28.0	27.6	27.3	27.1			
(水道料金に対する割合)	23	52.9%	55.3%	56.4%	56.6%	59.5%	58.4%	59.5%	59.0%	60.3%	61.2%	61.1%	59.4%	56.1%	56.5%	55.5%	55.0%	54.1%	53.6%	53.3%	53.4%			



水道料金表

改定後新料金表

種別		基本料金	超過料金		
① 従量給水料金	第1種	685円	10㎡まで、1㎡につき	5円	
	家事用		11㎡以上、1㎡につき	154円	
	第2種	3,675円	50㎡まで	154円	
学校・幼稚園・保育所用	1㎡につき				
第3種	1,840円	50㎡まで	50円		
公衆浴場用		1㎡につき			
① 従量給水料金	第4種 第1種 第2種 第3種 に該当 しない もの	685円	口径	5円	
			13・20・25ミリメートル		11㎡以上、1㎡につき
		口径	20㎡まで	154円	
		40ミリメートル	2,275円		
		口径	40㎡まで		5,355円
		口径	80㎡まで		11,515円
		口径	160㎡まで		23,835円
口径	380㎡まで	57,715円			
① メーター料金	口径	金額	口径	金額	
	13ミリメートル	70円	50ミリメートル	1,200円	
	20ミリメートル	180円	75ミリメートル	1,800円	
	25ミリメートル	220円	100ミリメートル	2,000円	
	40ミリメートル	400円	150ミリメートル	3,700円	
② 臨時給水料金		上記のそれぞれ2割増とする。			
③ 私設消火栓給水料金		(ア) 供給準備料金 ・1個1ヶ月につき 330円			
		(イ) 給水料金 ・1回5分又はその端数毎に1個(双口は2個とする)につき 550円			

改定前現行料金表

種別		基本料金	超過料金		
① 従量給水料金	第1種	660円	10㎡まで	140円	
	家事用		11㎡以上、1㎡につき		
	第2種	3,300円	50㎡まで	140円	
学校・幼稚園・保育所用	1㎡につき				
第3種	1,650円	50㎡まで	46円		
公衆浴場用		1㎡につき			
① 従量給水料金	第4種 第1種 第2種 第3種 に該当 しない もの	660円	口径	140円	
			13・20・25ミリメートル		11㎡以上、1㎡につき
		口径	20㎡まで	140円	
		40ミリメートル	2,060円		
		口径	40㎡まで		4,860円
		口径	80㎡まで		10,460円
		口径	160㎡まで		21,660円
口径	380㎡まで	52,460円			
① メーター料金	口径	金額	口径	金額	
	13ミリメートル	70円	50ミリメートル	1,200円	
	20ミリメートル	180円	75ミリメートル	1,800円	
	25ミリメートル	220円	100ミリメートル	2,000円	
	40ミリメートル	400円	150ミリメートル	3,700円	
② 臨時給水料金		上記のそれぞれ2割増とする。			
③ 私設消火栓給水料金		(ア) 供給準備料金 ・1個1ヶ月につき 300円			
		(イ) 給水料金 ・1回5分又はその端数毎に1個(双口は2個とする)につき 500円			

※水道料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。)に上記料金表に規定する2か月分を基準に算定して得た額に100分の108を乗じた額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。